

水道料金等徴収業務プロポーザル方式事業者選定審査会設置要綱

(設置)

第1条 水道料金等徴収業務（以下「本業務」という。）を実施するに当たって、契約相手方を選定するプロポーザル方式による受託候補者の特定を厳正かつ公正に行うため、水道料金等徴収業務プロポーザル方式事業者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 審査会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 審査方法及び評価基準に関する事項
- (2) 業務提案書及びヒアリング等の審査、評価に関する事項
- (3) 受託候補者の特定に関する事項
- (4) その他本業務のプロポーザルに関して、審査会が必要と定めた事項

(組織)

第3条 審査会は、市の職員、外部の学識経験者等により組織するものとし、委員の定数は、5人以内とする。

- 2 委員の氏名及び職名については、審査結果の公表時に公表するものとする。
- 3 委員の任期は、前条に規定する事項の審議が終了したときまでとする。

(会長の職務等)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、審査会を代表し、審査会の会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(委員報酬)

第5条 審査会の会議（以下「会議」という。）に出席した委員のうち、外部委員については、1回あたり7,350円の報酬を支給する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、会長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、オンラインによる審議を行うことができる。
- 5 第3項の規定にかかわらず、前項のオンラインによる会議の議事は、委員の過半数が当該オンラインによる会議に参加した上で、当該参加した委員の過半数で決し、可否同

数のときは、会長の決するところによる。

6 会議は非公開とする。

(書面による審議)

第7条 前条第2項の規定にかかわらず、会長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。

2 前条第3項の規定にかかわらず、前項の書面による審議における会議の議事は、委員の過半数が当該書面による審議に参加した上で、当該参加した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 審査会の審議を要する事項で緊急を要するため、会議を招集できないときは、委員に持回り回議して会長の決定を受け、会議の審議に代えることができる。

(意見の聴取)

第8条 審査会において必要があるときは、会長は、委員以外の者から意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(中立の保持)

第9条 委員は、本業務のプロポーザルに参加している者に対して、特定の利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

2 委員は、直接間接を問わず、本業務のプロポーザルに参加してはならない。

3 委員は、提案者と利害関係がある場合は、審査に関与しないものとする。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、お客さまセンターにおいて処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

2 第1回の審査会は、第6条第1項の規定にかかわらず、上下水道事業管理者が招集する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。